東京都青少年問題協議会 第5回若年支援部会 議事録

日 時:令和6年11月29日(金曜日) 午前10時00分~11時46分

場 所:第一本庁舎34階北棟34A会議室

午前10時00分 開会

○山本若年支援課長 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都青少年問題協議会第5回専門部会若年支援部会を開催いたします。

本専門部会は東京都青少年問題協議会総会の運営規定に準じ、原則公開となっております。議事録につきましても同様の扱いとなりますので、ご承知おき願います。

次に、資料の確認をいたします。今回の資料につきましては、タブレットをご覧いただきまして、まず、次第、またスライドしていただきまして、資料1として第34 期東京都青少年問題協議会審議経過、また、資料2といたしまして、東京都子供・若者計画(第3期)中間のまとめ(案)(概要)、また、資料4といたしまして、若年支援部会名簿となっております。皆様、ご確認いただけましたでしょうか。

それでは、このあとの進行は土井部会長へお願いしたいと存じます。土井委員、よ ろしくお願いいたします。

○土井部会長 おはようございます。では、早速ですが、会議を進行していきたいと 存じます。

では、次第2で、第2. 意見交換「東京都子供・若者計画(第3期)の改定」につきましてです。

まず、審議経過、それから東京都子供・若者計画(第3期)中間のまとめ(案)に つきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局職員 事務局でございます。それでは、説明させていただきます。

資料の1をお開きください。こちらは第34期東京都青少年問題協議会審議経過で ございます。

本年6月14日に青少年問題協議会におきまして、東京都子供・若者計画の改定について諮問を受けたのち、これまで若年支援部会を4回開催いたしまして、現計画を 土台にして各パートの意見交換を行ってまいりました。

第2回の若年支援部会では、認定特定非営利活動法人育て上げネット様から若者の 居場所における取組をお話しいただき、意見交換を行いました。

第3回では、若者部会の審議状況を土井部会長からご説明いただきました。

また、今回の改定では、若年支援部会での議論を深めていただくため、事務局におきまして居場所を利用している若者や18歳以上のヤングケアラー当事者へのヒアリングを行うとともに、3000人のWebアンケートを実施いたしました。

この結果につきましては、第4回でご報告させていただき、第3期計画から新たに 打ち出す当事者の視点に立ったウェルビーイングの向上を目指す数値目標についても ご審議いただきました。

これらの経過を踏まえまして、本日、東京都子供・若者計画改定の中間まとめ(案)

について取りまとめてございます。

続きまして、中間まとめ (案) 概要をご説明いたします。資料2をご覧ください。

計画策定の背景についてでございます。第2期計画策定後の5年間で少子高齢化や 情報化など、子供・若者を取り巻く状況が大きく変化してございます。

新型コロナウイルス感染症の流行は、つながりの希薄化や集団活動の減少などをもたらし、ヤングケアラーをはじめとする様々な問題に通底する孤独・孤立などの社会課題も、顕在化しているところでございます。

第3期計画では、これらの課題を反映しつつ、全ての子供・若者が健やかに成長し、 円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子供・若者育成支援施策の 一層の推進を図ってまいります。

子供・若者を取り巻く状況は、社会課題の顕在化につきまして、第1章の計画策定 指針のほうに反映してございます。

次のページをご覧ください。

3つの基本方針に変更はございませんが、委員の皆さまからのご意見を賜りまして、 第3期計画で新規に取り組む事項を盛り込んでございます。

例えば、基本方針 I 「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」では、 ユースヘルスケア、ジェンダーギャップ解消、「遊び」の環境整備などでございます。 基本方針 II 「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」では、若 者の居場所、成人したヤングケアラー、困難を抱える若年女性などでございます。

基本方針Ⅲ「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」では、 プレコンセプションケア、都立大学等の授業料実質無償化、018サポートなどでご ざいます。

続きまして、施策推進の視点でございます。

第2期計画の視点を活かしながら「こども大綱」を勘案するとともに、委員の皆様からのご意見をしっかりと反映できるよう大きく見直しました。

1つ目は、子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、最善の利益を尊重するというもので、権利の主体や権利の保障をしっかりと書かせていただきました。

2つ目は、子供・若者の目線に立って意見を聞き、対話をしながら支援に反映する というもので、この意見聴取、反映は非常に重要な要素でございますので、今回一つ の視点として設定してございます。

3つ目は、ライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行うというものです。この若年支援部会で、ライフステージでの切れ目のない支援が重要などのご意見を頂戴したこともございまして、第2期計画の施策推進の視点にあった解説文の内容を一つの視点として位置づけさせていただきました。

4つ目は、子供・若者が幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する というもので、こども大綱の基本方針3の良好な成育環境の確保、全ての子供・若者 が幸せな状態で成長できるようといった内容を加えまして、ご本人だけでなくご家族 を含め、状況に応じた支援の重要性を記載してございます。

5つ目は、支援に社会全体で重層的に取り組むというもので、支援機関同士の広域 的な連携が重要とのご意見等も踏まえまして、第2期計画の視点3の内容を活かして 記載させていただいております。

次のページをご覧ください。

第3期計画の策定にあたりましては、若者支援団体からのご意見を計画策定に係る 審議に反映するとともに、子供・若者視点に立ったウェルビーイングの向上を目指す 数値目標を新たに設置いたします。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

では、きょうはもう最後になりますので、セクション別ではなくて、全体を通しまして、ご出席の委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。ご自由にご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

- ○小西委員 よろしいでしょうか。
- ○土井部会長 お願いします。
- ○小西委員 土曜日にいただきましたこの報告書案を拝読させていただきまして、きょう、新しい改定版も、先ほどひと通り、ざっと目を通させていただきまして、現在の修正後のものについて、土曜日に読んだものにも基づきながら、いくつか気づいた点について、大変細かいところも含めてですが、述べさせていただきます。

また、こちらからもいくつかお伺いしたいこともあります。

まず、新しく来たところの6ページです。新しいこの今日配布いただいた見え消し になっているものの6ページの、消されている「体験活動を追加検討」というのは、 これはもうなしという理解でよろしいでしょうか。

- ○山本若年支援課長 これは調整中です。
- ○小西委員 具体的にどんなふうなことなのかなという、体験活動というのは。
- ○山本若年支援課長 そこの内容も含めてです。
- ○小西委員 検討中ということですか。分かりました。
- ○山本若年支援課長 まだ現段階では調整中ということです。
- ○小西委員なるほど、分かりました。

あと、次に10ページです。上の4社会生活に必要な知識の付与の中の、丸の下の 2つです。DV・ストーカーをはじめとする犯罪被害を防止するための普及啓発活動。 闇バイトに巻き込まれないための普及啓発活動。

これは何の普及啓発活動かというのが分かる書き方をする必要があるかと思ったのですが。知識の、ということなのかなと思われますが、小見出しからすると。

それを記載したほうがより分かりやすくなるかと思いました。

あと、次が16ページです。これは内容にも関わるところですが、この就職氷河期世代というようなことで、概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代というようなことで、自分も199年に卒業したので、これに当たるかと思うのですが、もう50代、40代だったりするのですよね。

この下限の平成16年に学校卒業期を迎えた世代というのも、高校卒業年齢であったとしても、来年度になると39歳。平成16年が、大学卒業がその学校卒業期だった人に関しても、来年43歳というような年齢になるので。

この計画の対象となっている青年期でも30歳未満、ポスト青年期が40歳未満だとして、その年齢層からは結構上の世代が中心となってくる。今後5年間の間には、明らかにもう「若者」でもなくなってくる世代が、この就職氷河期世代になってくるので、対象としてはずれてしまうのではないかなと、改めて読んだ上で感じたところがあります。

というのが1点ですが、いかがでしょうか。

- ○山本若年支援課長 対象として入っていれば。
- ○小西委員 来年39歳で、もう最後の1年というか、もう改定されると少なくとも 5年間これが運用されている中で、そこから先、もう完全に40歳以上の50代、4 0代が就職氷河期世代になるんじゃないかと思ったのですが。
- ○土井部会長 これは、冒頭で対象を書いていましたよね。どこでしたっけ。
- ○小西委員 2ページ、最初、計画の対象。
- ○土井部会長 計画の対象で、まず青年期前だが、40歳までだけれども、それを超える方も該当しますよねという、今の話はそれを超えると該当しますよねという話だから。

だからそれはこの対象にはもうならないのか、あるいはそれも、40を超えても、この対象になるんだったら、その40歳未満というところも変えなければいけないと思いますよね。

- ○山本若年支援課長 対象は40歳未満ですね。
- ○土井部会長 そうすると、就職氷河期ではなくて、多分またがっているわけですが、40歳超えちゃったら対象にしないということですか。
- ○山本若年支援課長 計画からするとそういうことですね。この計画がターゲットと している年齢からは外れるということになりますね。

- ○小西委員 第1期、第2期の頃は結構その世代の人たちが対象としてかぶっていたと 思うのですが、第3期となると、対象よりずれて上の年齢になってしまっていること が要検討かと。
- ○十井部会長 そもそも、こども大綱は年齢関係ないという話なんでしょう?
- ○山本若年支援課長 こども大綱も踏まえて40歳未満にしております。
- ○小西委員 こども基本法の「こども」は、年齢は関係ないです。
- ○土井部会長 関係ないですよね。だから、
- ○山本若年支援課長 大綱を勘案してこの計画をつくるという法になっていますので。
- ○土井部会長 だから、メインターゲットは確かに40歳未満でいいけれども、東京都としては引き続き40を超えても対処しますよということは、書けるなら書いたほうが本来切れ目のない支援という思想になっていますよね。
- ○山本若年支援課長 一応ターゲットというか、対象を決めておかないと、計画ですので、高齢者は、これは、子若計画は対象にしてないわけで。これを記載するかどうかということも調整させていただければと思います。
- ○小西委員 それで。
- ○土井部会長 場合によって40を超える場合もあるって書いてある。 それが優しい気がしますがね。
- ○小西委員 以上です。これをまずご検討いただければと思います。

次に、まだまだですが、18ページのところで、真ん中あたりの見え消しで、「推進していくべきです」に修正されているところの文の中の、「暴走族」という、都内で少年や若者による暴走族の実態というのはあるのですかね。

以前にお伺いすればよかったですが、改めて読んだ上で、あるのかと思ったんですが、今。

- ○土井部会長 私もそこは引っかかりました。トクリュウ対策として暴走族は本当に 意味があるんだろうかと。別じゃないかな、ある意味。
- ○小西委員 そうです。暴走族からトクリュウになっていくというのは、果たしてあるのか疑問です。
- ○土井部会長 それもかつてのような組織化された不良少年グループがなくなってきたから、トクリュウになってきているんですよね。
- ○山本若年支援課長 分かりました。再度、警視庁と相談させていただきます。
- ○小西委員 あと、同じところの丸と黒ポツのところです。

この関係性というのが、丸の下位のカテゴリーが黒ポツというふうな意味かなとまず思ったんですが、それは合っていますか。

○山本若年支援課長 合っています。

- ○小西委員 その場合、このトクリュウ対策の下位グループの問題というので、被害 防止があるというのは、その関係性が分かりにくいかと思ったのがもう一つあります。 このように感じられますので、ご検討をお願いします。
- ○山本若年支援課長 はい。
- ○小西委員 あと、25ページの13、下のほうの、特に配慮が必要な子供・若者への支援の外国人等の最初の丸、「文部科学省が平成30」の「令和5年度」の前にある「平成30」も消したほうがいいのではないかと思いました。
- ○山本若年支援課長 失礼いたしました。
- ○小西委員 あと、次に、何か所か、全体としては、ですます調なのですが、「置くようにしている」とか、「周知している」というのがありますね。
- ○土井部会長 何か所かありましたね。
- ○小西委員 それを直す必要があると思います。

あとは、最後のほうですが、「若者部会の意見」というところが消されて、41ページですか、消されているのですが、そこのところは、これはどういうことでしょうか。

- ○山本若年支援課長 そうですね。今まとめているところでございます。
- ○小西委員 若者部会の意見というのが、以前も話があったかもしれないですが、全体としてどういうふうな位置付けになるのかなということで、全体で組み込んでいくというよりも、「若者部会からはこういう意見があった」という形で、最後に入れる感じですか。
- ○山本若年支援課長 その予定です。

最後4番のところに、子供・若者施策の共通の基盤となる取組と、最終ページに入れてございますが、子供・若者に関する実態や意識の変化を的確に把握し、当事者である子供・若者の意見をつぶさに聞きながら、エビデンスに基づく実効性の高い施策を推進していくことが必要だとしております。その意見を聞いてきた一つの部会として、「こういった意見がありました」といったことを掲載してもよいかなど考えています。

- ○小西委員 それも、この計画の本体の一部を構成しているという理解ですか。
- ○山本若年支援課長 そこも含めて検討中です。
- ○小西委員 検討中ということですか。分かりました。

あとはまた最後、細かい点ですが、例えば、全体的に元号表記ではあるのですが、 27ページのところの真ん中あたり、「令和4(2022)年」、ここは西暦も併記 しているので、どちらかに統一したほうがいいかと思いました。

以上です。

- ○山本若年支援課長 ありがとうございます。
- ○土井部会長 ほかによろしいでしょうか。
- ○井利委員 そこの若者部会のヒアリングについてとかというのは、どっかに出てくるんですか。議論しましたよね。若者部会のヒアリング。
- ○山本若年支援課長 若者部会のヒアリングについてですね。
- ○井利委員 ヒアリングを各NPOさんがやったというその結果というか、それの報告というのはどっかに出てくるんですか。
- ○山本若年支援課長 こちらは計画自体では掲載は予定はしておりません。

ただ、当然ながら各それぞれ聞いた若者に対するフィードバックはしっかりやらせ ていただきますが。

- ○井利委員 そうですね。どういうふうに反映したとか、そういうところまではなかなか書き込めないということでしょうか。
- ○山本若年支援課長 そうですね。こういった形で検討しましたよとか、それぞれい ろんな意見、ケアラーさんもそうですし。
- ○井利委員 かなりいろんな意見ができると思うので。
- ○山本若年支援課長 しっかりと。
- ○井利委員 そういったフィードバックはまた別でしっかりして、
- ○山本若年支援課長 個別でやらせていただきます。
- ○井利委員 分かりました。
- ○土井部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、私からよろしいでしょうか。

私も、小西先生と同じで、日本語表記についてはいろいろあるんですが、今日は時間も限られているので、内容について気になったところを少しご検討をお願いしたいと思っています。

それで、赤が入ったものまで目を通していないので、先日送っていただいたものの 方でいきたいと思いますが、先日送っていただいたものは、ページ数が取れていなか ったので、場所を申し上げて、辿っていただければと思います。

まず、基本方針1の直前のところです。ということは、言い換えると、第2章の計画の「理念」・「基本方針」の1、2、3があって、視点1、2、3、4があって、視点4の最後のところになります。最後の最後です。

次代の子供・若者を育てていくのは、親や社会の責任です。一人一人が社会の一員 として役割と責任を自覚し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要 です。というところです。

この文章で言いたいことは、最後のところだと思うんです。社会全体で子供・若者

の成長を見守っていくことが重要ですと。これが言いたいことだと思うんです。

そうすると、出だしに、次代の子供・若者を育てていくのは、親や社会の責任です と、ここに親が入ってしまうのは、私はとても違和感があります。

むしろ、趣旨を通すならば、次代の子供・若者を育てていくのは社会全体の責任です。親だけでなく、私たち一人一人が社会の一員としての役割と責任を自覚し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要です。とすべきではないかと思っています。

- ○山本若年支援課長 お手元の4ページをご覧いただきますと、
- ○土井部会長 直っていますか。
- ○山本若年支援課長 修正させていただいております。

親や、以降、養育の第一義的責任を持つ父母その他の保護者、これが子供基本法第 3条、子供の養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義 的責任を有するとの規定を踏まえまして、親だけじゃないというところで、父母その 他の保護者とさせていただいております。

○土井部会長 分かりました。

こっちの修正案のほうならまだいいかと思います。ありがとうございます。

それから、その下の基本方針の1の1の1です。基本的生活習慣の形成の○の2つ目になります。乳幼児期に基本的生活習慣云々というところです。中盤あたりに、善悪を判断し、人間としてしてはならないことを理解する指導を重視するなど、道徳教育を充実させていきます。というのがあります。

このあと、3の豊かな人間性の育成のところにも、家庭において社会性や礼儀、規 範意識を大切にする心を育んでいけるように支援するとともに、学校教育でも道徳教 育を充実させと、両方出てくるんですね。

一定の道徳教育の中身は違うのは分かりますが、ちょっとくどいかなという気がしますね。特に基本的生活習慣の形成のところで道徳教育が出てくるのは、違和感が私はあるんですが、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

- ○小西委員 今のは、最新版では何ページになっていますか。
- 〇山本若年支援課長 4ページです。タブレットの4ページをご覧いただきます。基本的生活習慣の形成の0の2つ目です。
- ○井利委員 ここで道徳教育が出てくるのが違和感が。
- ○土井部会長 私はあるんですが、いかがですか。
- ○井利委員 分かります。
- ○土井部会長 皆さんがいいとおっしゃるならいいのですが。
- ○井利委員 そうですよね。子供はしつけなければならないみたいな、そういう雰囲

気を感じますよね。しつけないと悪くなるぞみたいな書き方になっている感じはする ので、性悪説というか、そこら辺はもうちょっと書き方があるかと思うんですが。

- ○小西委員 こども大綱のほうでは、ここら辺の記述というのはあるのですか。 記憶にないのですが。
- ○土井部会長 なくてもいいんですか。善悪判断し、人間としてしてはならないこと を理解する指導を重視していきますということで。
- ○事務局職員 こども大綱では、学童期・思春期の部分で、学童期は子供にとって体 も心も大きく成長する時期でもあり、自己肯定感や道徳性、社会性など育む時期でも あると記載されています。
- ○山本若年支援課長 道徳性を育む時期だと。
- ○事務局職員 それから、同じくだりの中に社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進するとも記載されています。
- ○土井部会長 それは、後半のもう一つのほうですね。そっちは入っていても、
- ○山本若年支援課長 道徳性を育む時期であるみたいな書き方ではありませんね。 確かに先生がおっしゃったように、この道徳教育というのをなくしても、どうですかね。そのあたり、また調整させてください。
- ○土井部会長 お願いします。
- ○井利委員 人間としてはしてしてはならないことを理解する指導とかもちょっと。
- ○土井部会長 それから、次の3の豊かな人間関係、人間性の育成の、これは修正が入っているのかな。3つ目の○です。校則のところです。
- ○山本若年支援課長 こちらは、非常に長いというところで、短くさせていただいて おります。切っております。
- ○土井部会長 私がここで気になったのは、子供の意見表明権とか、一生懸命を言いながら、校則の見直しに、子供の意見が入ってくるのが、最後の教職員や生徒、保護者と話し合う機会しかないんですよ。

あとは教員とかが校則を見直すという話になっていて、子供の意見を踏まえながら、 というのがないんですよね。それでいいのかということですが。

○山本若年支援課長 一応短くした文章は、前半のところが全くなくなって、子供の 人権を尊重する視点を踏まえ、校則を定めていると。

見直しにあたっては、東京都子供基本条例を踏まえて、生徒が校則に対する理解を 深め、自分たちのものとして守っていこうとする態度を育むことができるよう、教職 員や生徒が話し合う機会を持つなどの取組みを行っています。という形にはさせてい ただいて、だいぶ印象が違うと思うのですが。

- ○土井部会長 もう少し、この生徒自身の意見表明を踏まえるとか何か入れないと、 意見表明の機会を設けるでもいいですが、あるべきかと思いますがね。
- ○山本若年支援課長 そちらも改めて局と調整させていただきます。
- ○土井部会長 お願いします。

それから、これは用語なのでどうでもいいんですが、社会形成、社会参加できる能力の育成のところの3の健全、健康安全に生活できる力を養うというところで、思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページにおいてと書かれているんですが、これはホームページという言い方でいいですか。

ホームページというのは、ただウェブサイトの中で、この入り口というか、そこをホームページと言っているんですよね。だからいいんだったら、「ウェブサイトにおいて」じゃないかと思うんですが。そこは表記の問題なので、再度検討をお願いします。

それから、3の社会的職業的自立を支援のところの2職業教育、職業訓練の充実の 1つ目です。

- ○山本若年支援課長 修正入りの9ページですね。
- ○土井部会長 9ページの2です。一番上です。農業、工業、商業等に関する学科を有する専門学校、高校では、時代の変化に対応し、社会が求める人材育成を推進します。で終わっているんですね。

そうですが、その下の専修学校は、若者の職業的自立に寄与していきますとかと、 支援するという形になっているんですが、専修学校のほうは。しかし、専門高校のほ うは、人材育成を推進しますとなっているので、若者を支援する形になってないんで すよ。

だから、例えば、社会が求める人材育成を推進することで、若者の職業的自立に寄 与していきますとかとつけていただいたほうが、私はいいと思います。

社会に必要な人を育ているんだという感じに見えたので、ご検討いただきたいと思います。

それから、基本方針2の1の困難な状況ごとの取組みのいじめのところですが、1 2ページです。いじめの現状課題で、まず、いじめの現状の背景が書かれているんで すよね。学校はそこで学ぶ児童生徒に対して質の高い教育を提供し、云々と書かれて いるわけです。

しかし、暴力、いじめなどの問題を生じていますと書いているわけですよね。その次に、いじめは深い傷を残しと課題が来ているわけです。

一方、その下の不登校のところは、そういう記載が何もないんですね。不登校については、東京都の不登校人数は、不登校への対応については、入っていないんです。

ここは、アンバランスなので、不登校にも、いじめのところに記載するような背景を入れるのか、あるいは、いじめの1つ目の \bigcirc を取ってしまうか、どちらかにしたほうがバランスがよいと思います。

いかがでしょうか。一番簡単なのは、いじめのところの1つ目を取ってしまうことと、その次の不登校とバランスは合うかと思います。

逆に、いじめに合わせて、不登校のほうに背景要因を入れると、いろいろ複雑な要 因があるので、生徒間の問題もあれば、学校の管理体制の問題もいろんな要因が不登 校にあり得るので、かなり詳細に書き込まないと難しいかなという気がします。

どちらかと思います。ご検討いただいてよろしいでしょうか。

- ○山本若年支援課長 はい。
- ○土井部会長 それと関連してですが、不登校、中途退学の後半の取組み、今後の方向性のところです。

1で個別支援の充実というところの出だしです。学校生活になじめず、生きづらさ を抱えた子供が、自分らしくありのままで成長できるようにと書かれているんです。

これだけだと、問題はないのかもしれませんが、これがある場所は、この不登校、中途退学のところの取組みですね。そうすると、この不登校になる原因として、学校生活になじめないことが問題なんだと、これは読まれないでしょうか。

確かにそういう面も一面はあります。でも、不登校の原因は、子供自身にあるところもありますが、学校側に不登校の原因があるということも盛んに言われているわけですよね。

そうすると、ここで学校生活に馴染めずと付けてしまうと、不登校の原因はこれだけですかと、逆に思われはしないかと危惧します。

なので、ここは取ったほうがいいのではないか、「生きづらさを抱えた子供が」と 始めたほうがいいのではないかと思います。

- ○山本若年支援課長 そちらも局と議論します。
- ○土井部会長 お願いします。

それから、そのあとに来るひきこもりにかかる支援のところです。ここの現状課題のところの○の2つ目です。

ひきこもり状態となるきっかけには、不登校、人間関係の不信、就職活動の不調、 職場への不適応等があるといわれており、と書かれています。

「等」があるので、それ以外も含まれてはいることは想起できるわけですが、これはどうでしょうね。「等」があってもこういう書き方をすると、不登校、人間関係の不信、就活動の不調、職場への不適応がメインだよねという。

そうなるかもしれないけれども、これをあえて書くのは危なくないのかなというの

が気になったんですが、むしろ、現場で活動されている方はいかがですか。

- ○井利委員 そうですね。これは書かないほうがいいという、これで規定されてしまって、もっと、
- ○土井部会長 どうですかね、様々な要因があるとかのほうがいいのかなと思うんですが、どうですか、書いたほうがいいですか。

書く場合に、この列挙でいいですか。

- ○井利委員 難しいですね。これだけではもちろんないし、もっと根本的なところは あるんだろうと思いますし、家族関係とかもあるので、というのを入れると。
- ○土井部会長 現場で実践活動されている方々が、これを読んだときにどう感じるだろうなと気になったんですが。
- ○井利委員 「等見られることもあります」という曖昧な書き方をしているから、せめていいのかなという感じではありますが。
- ○土井部会長 よろしければいいですが。私は気になっただけなので。
- ○井利委員 そうですね。
- ○土井部会長 いいですか。
- ○井利委員 ただこれをどういうふうに書けばいいのかというとなかなか難しいと思っています。

自分が不適応を起こしたからではなくて、例えば、いじめとかパワハラとか、そういうことで非常に傷ついているというようなことですが、基本的には。

それがこれだと自分のせいでなっているような書き方には確かになっているなというところは気になりますね。

ただ、すごくその背景は様々なので、何らかの傷つきを負っているということだけは事実だと思っているので、そういったところがないと、引きこもっている人はひきこもり、自己責任だみたいな感じに見受けられるというところが気になります。

- ○土井部会長 「あなたの責任ですよ」という、そのような雰囲気が何となく。
- ○井利委員 雰囲気が何となく、そうですね、確かに。
- ○土井部会長 例えば、「社会生活上の様々なトラブルや、そこから生じる引き続き体験等から」とぼかしてしまうとかね。
- 〇井利委員 そうですね。なるほど。言われてみれば確かにそうですね。ご検討いただければと思います。
- ○土井部会長 そのあと、後半です。もう一つ。背景に精神障害や発達障害(神経発達障)になっているんですが、調べたんですが、神経発達症のほうが広い概念ですよね。神経発達症の中の一部に発達障害が入るんです。

なので、むしろ、精神障害や神経発達症(発達障害を含む)ですかね、正しく表示

するとすれば。

発達障害だけではなくて、そこまでいかないけれども、それに付随するいろいろ問題があって、それを含めて神経発達症と今医学会で呼んでいるようです。

なので、今の書き方だと、発達障害を神経発達症と言い換えているだけのように見えるので、神経発達症(発達障害を含む)にしたほうがいいかと思います。

それから、次の6です。非行・犯罪に陥った子供・若者への支援のところです。

ここは先ほど小西さんからもいろいろご指摘がありましたが、私からもいくつかあるので、ここも小西さんのご意見を伺いしたいと思いますが。修正版でいくと、

- ○山本若年支援課長 17ですね。
- ○土井部会長 まず、2つ目です。刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、 令和3年から減少傾向ですが、特殊詐欺の再犯率は依然として高い傾向になりますと 書かれているのですが、再犯者率と再犯率は違う概念なので、混在されているんです。 なので、前半は再犯者の割合ですよね。これは、再犯者率と言っているんです。で も、特殊詐欺のはこの再犯率になっているので、正確に言うならば、特殊詐欺におけ

特殊詐欺の再犯率と言ってしまうと、特殊詐欺をやった人が、そのあとにまたやるかということですね。このところで言っているのはそうじゃなくて、特殊詐欺をやって捕まった人の中で再犯者がどれだけいますかという割合だと思いますから、これは概念が違うんですよ。

る再犯者率だと思います。正確に言えば。そこを訂正していただければと思います。

なので、ここで言っている特殊詐欺における再犯者の割合は、再犯者率ですよね。 ここでおっしゃっているのは。そこをまずお願いをしたいと思います。

それから、その次の次4つ目です。

東京は多くの繁華街を有しており、特に新宿歌舞伎町地区においては、少年に対する有害なサービスの提供や、ここでいきなり「トー横」が来ているんですが、その下の中では、「いわゆるトー横」になっているので、「いわゆるトー横」と言うなら、最初はこっちじゃないですかね。

「いわゆるトー横にい集した」となっていますが、これはよく使う言葉ですか。

- ○小西委員 「い集」というのは、警察とかで使う言葉です。
- ○山本若年支援課長 「い」は漢字にしなくて、
- ○小西委員 「い」は虫へんに「胃」と書く漢字ですが。
- ○土井部会長 難しいからひらがなにしているんですね。要するに、集まっているということですかね。

「いわゆるトー横にい集した少年による過量服用」、これは後半でいうオーバード ーズの問題ですよね。ここに括弧して「オーバードーズ」と入れておいたほうが分か りやすくないですか。過量服用等の問題、過量服用、これはオーバードーズのことで すよね。

- ○山本若年支援課長 はい。
- ○土井部会長 じゃ、ここで括弧してまず「オーバードーズ」としていただいたほう が、読み手には分かりやすいかと思います。

「等の問題行為が顕在化しているほか」の、その下です。なので、「いわゆる」は、前に移行していただいて、後半、次の1、2、3、今の様々のところですね。「きみまも」のところです。

注意喚起を行うとともに相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を開設し、と書かれているんですが、「きみまも」は確かに相談業務をやっているんですが、設置の趣旨は、むしろ安全な居場所の提供なんです。

なので、スペースとしても圧倒的に居場所が大きくて、その中の一部で相談業務になっているので、注意喚起をうたうとともに、若者に対する居場所の提供とともに相談業務を行う「きみまも」ですよね。

「若者への居場所の提供とともに相談業務も行う「きみまも@歌舞伎町」を開設し」 としていただいたほうがいいのかと思います。

- ○山本若年支援課長 検討させてください。
- ○土井部会長 その下で、ここは前回、小西さんといろいろ議論させていただいたと ころですが、大麻とオーバードーズの記載のところです。

それで、私も列挙することには同意いたしましたが、まず、最初に持ってくるのは 市販薬の過剰摂取であるべきではないかと思っています。

例えば、圧倒的人口規模が大きいからです。一番新しいデータでいうと、例えば、 薬物の依存症で依存治療にかかっている人の割合でいうと、大麻による依存症の治療 をしている人は、10代だと7.7%です。

一方、市販薬で依存症の治療を受けているのは56.4%です。圧倒的に市販薬の 方が依存症の問題は大きいので、まずは最初に、このオーバードーズの問題を書いて、 それから大麻の問題を書くほうが、流れとしてはよいと思います。

具体的に言えば、インターネット上の情報には誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。

これは市販薬の誤用ですから、例えば、どういう風邪薬はいいよ、ブランドはいいよと出回っているわけですよね。

なので、まず、有害な情報も多く見受けられます。特に犯罪非行に陥らずとも様々な悩みや生きづらさから、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬を過剰摂してしまう若年層が増えています。

また、大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、全国における大麻事犯の検挙人員のうち約7割を30歳未満が占めるなど、若年層で大麻乱用が広がっています。

そのため若年層への普及活動により、としたほうがいいと思います。

その次の「違法薬物」の「違法」は取ったほうがいいと思います。市販薬も入っていますから、市販薬は違法ではないので。

「啓発活動により薬物に関して正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用 について伝え、専門機関等への相談を促すことが必要です。」としないと、違法薬物 としてしまうと、大麻はそうだけれども市販薬はここに入らなくなってしまいますか ら、違法は取ったほうがいいと思います。いかがでしょうか。

- ○山本若年支援課長 はい。
- ○小西委員 順番は変えてもいいと思います。いずれにしても、犯罪に陥った子供・若者への支援なので、大麻に関しては、記載するということと、今度大麻が麻薬扱いになって、自己使用に関して処罰対象になったということもあるので、そういうのは書かなくてもいいですか。
- ○山本若年支援課長 そちらもどうするか、もし皆さん、よろしければ。
- ○土井部会長 今まで医療大麻も×だったんだけれども、医療大麻は認めましょうと。
- ○山本若年支援課長 そちらをどうするか。
- ○土井部会長 それと関連するんですが、ここは非行犯罪に陥ったところの支援のと ころですよね。

その次のその次で、本来の使用量を逸脱して医薬品を過剰に摂取した少年、これは、 市販薬のオーバードーズの問題ですよね。これを少年が犯罪の被害に巻き込まれる事 案等が発生しています。と書かれています。

これは、具体的にオーバードーズによって少年が犯罪の被害に巻き込まれる事案というのはどんなケースですかね。

ということと、これが、被害に巻き込まれるケースですよね。それをここに入れて いいのかどうか。

- ○小西委員 今おっしゃったのは?
- ○山本若年支援課長 取組の上の2つ目の○です。 本来の使用量を逸脱して。
- ○土井部会長 オーバードーズによって犯罪被害になるというのは、何をイメージしているのでしょうかね。
- ○小西委員 違法な薬品の販売ですか、処方薬を販売するというのか。
- ○土井部会長 いわゆる市販薬のオーバードーズだから。

- ○小西委員 以前トー横で問題となったのは、処方薬を不正に販売して医薬品の法令 違反で処罰された事案で、それをもとにオーバードーズした子供の事案というのが以 前ありましたよね。
- ○土井部会長 だと、書き方が違いますよね。これはオーバードーズした少年が犯罪 の被害に巻き込まれるということで、どういう事件を想定しているのか分からなかったんですが。
- ○山本若年支援課長 オーバードーズでフラフラになった少年が被害にあうというのは、さもありなんですが。
- ○土井部会長 でも、それが、ここでいいんですかということですよね。ここは犯罪 非行の加害の話でしょう、このパートは、被害に遭うという話ですよね。ここに入れ ていいんですか。
- ○山本若年支援課長 そうですね。この文章の意図するところも含め、確認させていただきます。
- ○土井部会長 それから、さっきの小西さんと同じく、トクリュウの話で、暴走族、 不良少年グループというのが、そのつながりよく分からなくて、お願いします。

それから、後半は、きちんと読み込めないんですが、ずっと飛んで、特に配慮が必要な子供・若者への支援のところですが、「外国人等」というところですが、

- ○山本若年支援課長 25ですね。
- ○土井部会長 「外国人等」と「等」になっているので、正しくないわけではないんですが、外国人というのは、言い換えると国籍は日本じゃない人だと思うんですが、 国籍が日本でも、いわゆる外国ルーツの子がたくさんいるわけですよね。

そういう子供たちが日本語をうまく解せなくて、日本人なんだけれども、日本語が うまく解せなくて、いろいろ問題生じていて、そういうのをどう表記するかというの で、私、つくば市でもつくっているので、「そこをどうしましょう」という話になっ て。だから、「もう国籍はやめましょう」という話になって、「外国にルーツを持つ 者」と変えたんですね。

そこはどうなのかと思ったんですが、「外国人」と言っていいのか、「外国にルーツを持つ者等」とかにしたほうが、国籍に関係なく、困っている人を救うのがいいかと思っています。

ご検討いただけますか。

- ○山本若年支援課長 はい。
- ○土井部会長 それから、飛んで申し訳ないです。最後の最後です、数値目標です。 新しいところに目標値が載っていましたよね、確か。最後3に。数値目標の値は、 目標値はこれは赤で全部入れ変えたことですかね。43ページ。

- ○事務局職員 送ったものは、調整前なので、本日の資料の数値を見ていただければ と思います。
- ○土井部会長 前のが、例えば、一番上から29.4%を、目標値40%と書いてあったんですが、
- ○山本若年支援課長 ありますね。「子供」が今回入っている形です。
- ○土井部会長 2つ入っているからずれているんですね。分かりました。

それで、現状は分かります。6の調査による値ですよね。それで、目標値がどうしてこの値ですかという根拠をどこかに書いておかないと、「なぜこのパーセントを目標にするんですか」という理由が分からないと思うんですが。

例えば、小西さんと話をしたのは、困難を抱えていない人の値が確かこれだったんですね。

- ○山本若年支援課長 困りごとを余り感じていない方々のパーセントです。
- ○土井部会長 だけをクロス集計した値だったんですよね。そこを目標値にしましょうということだったんですよね。それとかは書いていますか。
- ○山本若年支援課長 いや、特にそれは。
- ○土井部会長 それを書かないと、読む人が「なぜこの数字ですか」と分からないんです。目標値を設定した意味を書いておかないと。
- ○小西委員 自分もこれを土曜日にいただいたときに、パッと見て、なぜ目標値がここで、差も結構、それぞれ現状と目標値の値の違いも結構あったりするので、説明が求められる機会が出てきてしまうのではないかなと思いました。
- ○土井部会長 書いておいたほうがいいと思いますよ。目標値はここから設定したと。 ○村上担当部長 そうすると、関連で言うと、目標というのは、8割とか7割ぐらい かと思うんですが、目標値が2割とかあるじゃないですか。20%という。

そうすると、自分は他人から必要とされているというのが20%とすると、5人に 1人、逆に言うと言い方ですが、必要とされてないというか、それは裏読みで、読み 過ぎかもしれませんが、5人に4人は「僕は必要とされていない」と、誤った情報を 与えちゃうことになっちゃうのかなという危惧もちょっとありますね。

目標がもともと2割というのが、何となく低いかなという感じで、目標設定としては。ただ、座長がおっしゃったように、もうアンケートを取ったので、数字は変えられなくて現実なんですよ。でも、それを2割を目標に置くことが、ちょっとどうかなという感じもありまして。

○土井部会長 だからこそ、根拠を書いておいたほうがいいと思うんです。

「困難を抱えていない人ですら2割ですよね。」と。だから、まずはそこまで上げるのが目標ですよ。

- ○村上担当部長 その対象が、平均レベルというか、そこに上げることで2割をまずは達成をするということですね。書いておかないと分からないですよね。
- ○山本若年支援課長 それについては、局内でも議論がありまして、「自分は他人から必要とされていると思う」というのは、2つのとらえ方があると。

「自分は何者でもない。まだ若者で、学生で、人から必要とされているものではない」という、ある意味、ポジティブな捉え方でこの設問をとらえた人と、「どうせ僕なんて」というネガティブな感情でとらえる。

両面から捉えられるけれども、これはその目標の設定として余り好ましくないんじゃないかといった意見がありました。

- ○土井部会長 だから、目標値は2割だから取ってもいいかもしれない。ダブルバー レルならば、取ってしまってもいいかもしれない。いろいろな解釈ができるんだから、 取ってもいいじゃないですか。
- ○山本若年支援課長 そこも併せて検討させていただきたいと思います。
- ○小西委員 確かに取ってしまったほうが、子供2つ、若者3つで、バランス的にもいいかもしれませんね。
- ○村上担当部長 そうですね。かしこまりました。
- ○土井部会長 少なくとも根拠は。
- ○村上担当部長 そうですね、はい。
- ○土井部会長 私からはいろいろありましたが、以上です。
- ○井利委員 なかなか、こちらを目を通せる時間が限られていて、読みこんでいないところもあって申し訳ないのですが。一つは、「これは子供のことなので、若者は削除する」というのがいくつかあったんですが、例えば、4ページのところで、「子供の心身の健康や意欲は」とあって、「自己管理能力をつけていく」というところですよね。

「地域社会、家庭、学校等の各局面で行います」ということなので、この子供・若者というのは、こども大綱でも、成長の過程にある者という位置づけをしているので、ここで、「若者」をなぜ削除しちゃうのかなというのは、ちょっと疑問に思います。

全体的に若者感が薄くなっているという、そういった危惧が何となくあるんですね。なので、そういう中で、こういうところで削除するのではなくて、若者も18歳以上39歳まで一生懸命成長しようとして、よりよく生きようとしてやっているというところはあるので、

ここで子供について記載している部分でもあるというところで、削除してしまわないで、いくつかの教育とか学校の中でというような記載があるところに関しては、削除してもいいのかもしれないと思うんですが、そういうのがないところに関しては、

入れてほしいなというのがあります。

- ○山本若年支援課長 18歳以上の若者でもというところですね。
- ○井利委員 そうです。18歳以上の若者でも。
- ○山本若年支援課長 基本的な生活習慣。
- ○井利委員 自己管理能力を身につけていくということを一生懸命。
- ○山本若年支援課長 それに付随するダイレクトな施策がないですね。
- ○井利委員 そうですね。施策がないところが、そもそも問題ですが。
- ○土井部会長 むしろ逆じゃないですか。だから、「この計画に基づいて、スコープ ごとに政策を作ってください」と、むしろ言わないといけないじゃないですか。
- ○井利委員 そういうことですね。
- ○山本若年支援課長 自己管理能力を身につける施策。18歳以上の若者に対して。 なかなか、そうですね。
- ○井利委員 基本的には、どう生きていくのか分からないし、それから18歳以上になっても自己管理ができなくて、昼夜逆転してしまったりとか、そもそも引きこもったりといったような若者がたくさんいる。
- ○山本若年支援課長 それはひきこもり対策であったり、医療的なアプローチであったり、様々都としてはやっているので、こちらで「若者も」と加えていくのはいかがかと思うのですが。
- ○村上担当部長 外形的な要因としてそうならざるを得ない人に対して、都が税金を かけて施策でやるというのは分かります。

自己管理というのは、どちらかというと、自分というか、小さい子供は親にいろいろ言われると思うのですが、若者に対して、行政として自己管理までやるというのが、どこまでどういうふうにすれば逆にいいのかなという感じで。

例えば、簡単な言い方だと、「朝寝坊しないでおきなさい」とか、そういうのも子供ならまだ分かるけれども、そこはもう、若者に対して本当に習慣ですから、朝起きて、ご飯食べて、とかというのを、若者に対して行政がそこまでやるというのも、なかなか施策としてどうかなという感じもありますので。

- ○井利委員 施策というか、要するに理念的な感じですよね。
- ○村上担当部長 それは多分ひきこもりとかで、外的にどうしてもだめだという者もいると思うんですよね。そこは、外的な要因を行政は取り除いてあげるけれども、

「自己管理的なところは自分で」と言っては、言い過ぎかもしれませんが、そこはど こまで行政としてやるのかなと思います。

○山本若年支援課長 このパートは、基本的生活習慣の形成というパートでございまして、「子供を対象にした部分をここは変えていきましょう」というパートという認

識ですが。

○井利委員 なるほど。では、5ページのところはどうですか。

「成長の過程で他者と人間関係を築きながら自らを律しつつ」とありますよね。こちらに関しては、成長の過程にあるわけで、こういうことをやって、多様性を尊重してという、5ページの

- ○村上担当部長 3の1つ目の、
- ○井利委員 最初の○ですかね。
- ○村上担当部長 もし、やるとすると、「子供と若者は」みたいな。
- ○井利委員 ここは、「子供・若者は」というふうに入れて。
- ○山本若年支援課長 3の豊かな人間性の1つ目のところでございますか。
- ○井利委員 そうですね。
- ○村上担当部長 あ、2つ目の○で「若者」が消えていますね。そういうことですかね。
- ○井利委員 そうです。
- ○村上担当部長 「若者」を1つ目の○の主語にも入れるということでしょうかね。
- ○井利委員 あと、5ページのところ、「子供の成長の過程で」というところと、「子供が人権尊重の理念を知り」というとこですかね。
- ○の一番下の「人権尊重の理念を知り」というところも、「子供について記載しているので、削除」と書いてあるんですが。

子供・若者が人権尊重の理念を知る、正しく理解するということでやっていくことが必要で、なので、このときに、「思いやりの心や、社会生活の基礎、基本的ルールを身につけること」と、これを削除してもらいたいというか、人権尊重と基本的ルールを身につけることというのは、余りそぐわないと思うんです。

一番下のところです。人権尊重の理念を正しく理解するということは大事ですし、 思いやりの心もいいんですが、その「基本的ルール」というのは、人権のところとは 違うかと思っていて、基本法とかにルールとか出てこないと思います。

むしろルールではなくて、「自分の意見をちゃんと言いましょう」とか、「別に規 範にそぐわなくても、ちゃんと尊重されていくべき」というほうが強いと思いますの で、そういう意味ではこの「ルール」を取っていただいて、それでここのところを 「子供・若者」を入れてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○村上担当部長 ルールというか、社会的に押し付け的な、「こうだ」みたいな感じというのは、ちょっと違うんじゃないかということですね。
- ○井利委員 そうです。子供は多分、基本的ルールを、道徳教育で学ぶからと、それ を、これは言っている気がするんですが、でも、人権尊重に関しては、本当に若者も

そうですし、本当にお母さんやお父さんもそうなので、ここは「子供・若者」も入れていただければと思います。

○土井部会長 まず、この個所は、そもそもの見出しが、「社会的自立に向けた基礎 の育成」のところなんですよね。基本的に全部ここは学齢期を対象に書いてある箇所 何ですよね。だから、若者をとって「子供」で統一している箇所なんですよね。

だから、幸福の問題とかいろいろ入っているわけですので、おっしゃることは分かるんですが、「若者」を入れることがここでいいのかどうかというのは、ちょっとどうかなという気はしますが、ここはずっと学歴期の子供を対象としたかところなので。 〇井利委員 学齢期のことを書いているということを、どこかに書いてありますか。

- ○山本若年支援課長 3章の1は、乳幼児期から始まって学童期、思春期です。なので、青年期の若者、18歳以上の若者は基本的に書いてないつくりにしているのですが。
- ○井利委員 入れなくなっちゃっている。
- ○土井部会長 なので、逆に「若者」を取っちゃったんですよね。ここを合わせてね。
- ○山本若年支援課長 それは大改造になってしまいます。
- ○井利委員 え、そんなに? なるほど。そこは全体の流れが、私よく分かってないから。
- ○山本若年支援課長 横から見ますからね。そういう印象になるのかもしれません。 入れ替えますか。
- ○土井部会長 若者の生き方に対して、いろんな支援が必要なのは事実だと思いますが、それを行政がやることがいいのかどうかというのは、多分議論があると思うところで、それはもう若者であれば、それは、「介入ではないか」という感じもあるから、例えば、それはNPOさんとかが支援されていくのはいいし、そのNPOさんを都が支援するのは大切だけれども、行政が直に。
- ○井利委員 そこをやるのは。
- ○土井部会長 そこをやるのは人権問題とか関わってくるのでないかと思います。 「どういう生き方をしようと個人の自由だろう」という。
- ○山本若年支援課長 難しいところでありますね。行政がそういったところに入っていくのは。
- ○井利委員 「人権」については入れていただきたいと思いますが、ほかのところは、 もし、そういうことであればというのもあります。
- ○土井部会長 人権を入れるというのは、どうするんですか。
- ○井利委員 最後に、「人権を学ぶ」というとところですよね。そこもあれですかね、「人権尊重の理念」だし。

- ○土井部会長 これは、学校のことは。
- ○井利委員 「学童期の子供たちが」ということですか。
- ○土井部会長 「人権尊重の理念を知り、正しく理解をして」と。

おっしゃるように、そのことと、その後半の「思いやりの心や社会生活の基本的ルールを見つける」というのは、これは別の話になることだと思いますが、ただ、この2つは「ともに」でつなげたい思いだと思いますがね。

○山本若年支援課長 井利先生のおっしゃる人権というところであれば、施策推進の 視点の1で掲げてありますので、先生の思いはこちらで汲んでいるのかと思いますが。○井利委員 ご検討いただきたいと思います。

そうすると、「社会貢献」とかそういうところ、その流れですね。子供の流れですね。「社会貢献」の7ページとかも、要するに、あと、「持続可能な社会のつくり手となることができるよう」いうところとかも、ちゃんとそういう子供についてのことであって、若者ではないという書き方で統一しているということですか。

- ○山本若年支援課長 後半のほうから若者も入ってきますが。
- ○井利委員 職業とか。
- ○山本若年支援課長 3章の1の部分です。
- ○井利委員 どこから画面が出てくるんですか。
- ○山本若年支援課長 少なくとも、「社会形成、社会参加できる力の育成」。
- ○井利委員 「社会形成、社会参加できる力の育成」というところでは

「子供・若者」が入ってきて、時代の変化に対応できる力の施策があるよというところと、リンクしているという理解でいいですか。

- ○山本若年支援課長 若者を対象にするという。
- ○井利委員 そうすると、この「社会貢献の精神の育成」の、その前の○の「人間と 社会」は子供のようですね。

その「SDGsにおける生涯教育」みたいなのは入らないですか。 7 ページの、「社会貢献の精神育成」の \bigcirc の 2 つ目ですか。

- ○土井部会長 「持続可能な社会をつくり手となることができるSDGsに関する教育を推進するなどし、これから社会に生きる子供・若者が」、ここは若者が入っているんじゃないかと思いますね。ここは、入っていいですかね。分かりました。
- ○井利委員 そのあと、「思春期の子供・若者には」というのは入ってきますよね。 メンタルヘルスとかで。そこは入れてもいいんじゃないかなと思います。

あとは、遊びのところは入っているといったかな。

あと、11ページの青年期のところですかね。一番下の「青年期は本来、保護者の 元から離れ」という文言の中で、「明確な将来展望を持てずにいる若者も少なからず います。また多様な働き方が推進される一方で、将来について十分に考えないまま進 学や就職をし」というところですが、

「なかなか考える余裕がないまま」とか、「考えてないからいけないんだろう」という感じではなくて、考える余裕がないまま来ちゃっているところをちゃんと支援していくよという計画なので、「考える余裕がないまま」とか、そういった文言を入れていただければと思ったのがあります。

あと、13ページのところの、不登校、中途退学の、「不登校の対応については」というところですが、未然防止や早期支援というところですが、「学校が保護者、地域関係機関と連携して取り組む」というところで、この「関係機関」というのは民間のことも指しているということであれば、そういう文言があってもいいかと思います。

フリースクールなどの民間施設もそうですし、いろんな子供食堂とかいった民間のところというところで、「地域関係機関」と書いてあると、そこが薄くなってしまうという感じがするので、公的機関だけかなみたいな感覚なので、重視しているのは公的機関と民間が連携していくということを、今回かなり重視していると思ったので、そこは民間を入れていただいたらと思いました。

後半のところも、一応ざっと目を通したのですが、そこら辺をとりあえずは思いま した。

あと、先ほど先生がおっしゃっていただいたひきこもりに係る支援のところは、ちょっと考えていただければと思います。気が付かなかったんですが、よかったと思います。

私からは今のところ以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございました。どうぞ。

○堀委員 先ほどの「非行・犯罪に陥った子供・若者への支援について」、17ページですが、ここまで、子供・若者について述べられているのに、ここでいきなり「少年」という概念が出ており、多分法律上の少年という概念が活用されているのだろうと思います。また「青少年」という言葉が出てきたりしていますので、異なる言葉を使う場合には注を付けていただくとかご配慮いただくと読みやすくなるのかと思います。

25ページの、「外国人等」のところで、高等学校においては外国にルーツを持つ 若者について「就労支援について配慮していく必要があります」ということですが、 その配慮と就労支援については、ほぼゼロ回答に見えます

高校生のための合同企業説明会の開催については、外国ルーツの若者のために行っているわけではないので、例えば、スクールソーシャルワーカーが、何か支援すると

かも一案ですし、日本的な雇用の話もなかなか分からない外国ルーツのご家庭も多い と思います。

最近よく聞くのは、在留資格によってできることが変わるので支援が大変であることを聞いたりするのですが、これは就労支援以前の話かと思いますので、もし可能であれば何か入れていただきたいと思います。

○土井部会長 確認ですが、基本的なスタンスとして、「今施策がないからやられない」のではなくて、「計画だから、この計画に則ってやってください」ということだと思うので、逆にしていただきたいと思っています。

あと、きょうオンラインでご参加してくださっている杉浦先生、ご意見がありますか。

○杉浦委員 今日ははそちらに行けなくてすみません。

いくつかお話があった中で、ちょっとだけ気になった点を挙げさせてください。

4ページあたり、基本的な生活習慣とかそのあたりで、道徳教育というのがたくさん出てくるあたりです。

「こういうふうなことを指導する」というような例示があれば、それが具体的であって、道徳教育というのが非常に内容自体が不明な気がするので、余りたくさん入っているのは好ましくないと思いました。さっきの「基本的ルール」と同じような感覚で捉えました。

それから、外国人の日本語教育の問題ですが、さっき学齢期という、対象が学齢期という話もありましたが、今見えていますページで言うと、高校の人たちもここでは対象になるということでいいんでしょうか。

今見えているのが何ページでしょう。ページ数が下まで見えているんですが、(1) 外国人等とか書いてあるページだったのですが。

- ○山本若年支援課長 25ページですね。
- ○杉浦委員 これは高等学校の方たちも対象ということでよろしいでしょうか。

上から4行目ぐらいです。○の2個目ですか。「高等学校においては」というのがあって。

前の25ページ、これですか。「学校の中での教育の問題」というのは指摘されていたんですが、例えば、日本語教育について言うと、夜間中学などでかなり日本語の勉強というのをしていて、外国人といっても、国籍が外国人だけではなくて、外国から来たニューカマーの方の場合には、日本語が不十分で、生活にも支障があったり、勉学にも支障があるということなので、

さっき「外国人というのが、国籍のことだけであれば」というお話がありましたが、「外国からのニューカマー」というような言葉を使うと、どこから来て日本語が不自

由なのかということが分かるかと思いました。

それから、高等学校というところまで対象になるとすれば、夜間中学という制度が 実際にあって機能しているので、そういったものについても配慮していただいていい のかなと考えました。

それから、16ページで、さっき不登校というのがあったところですが、ひきこもり状態になるということですかね。○の2個目の、「不登校、人間関係の不信云々」というところで、「本人の責任だけに捉えられそうだ」というようなお話もあったんですが、

「ひきこもり状態になるきっかけには、不登校」とパッと書いてあるんですが、ここに「様々な理由による」というようなことを入れると、「不登校というのが本人だけが学校に行きたくないわけではなく、いろんな理由から」というようなニュアンスが含まれるかと思ったので、そこに入れていただけたらと思いました。

あとは、大麻と市販薬のお話、17ページで出てきた点で、今のパーセンテージからいくと、オーバードーズのほうがずっと多くて、大麻とかというそういう薬物については数が少ないという話で、「順番はそのほうがいいんじゃないか」という話がありました。

ただ、「薬物」と言ったときに違法薬物がまず頭にくるんですが、実際、現実にはオーバードーズというのがそれに代わるものとして、すごく増えているというような、一般の人の認識の前後から言うと、「違法薬物」というのがあって、「ところが違法薬物よりもっと大変な現状としてオーバードーズがある」という、そういう順番で書かれてもいいのかと思いました。

あと、目標値のところの表のところですが、さっきパーセンテージが出たところで、 余りよくお話が理解できてないままだったのですが、これは、このままの形で載るん だったでしょうか。

- ○土井部会長 一番下はたぶん取る?
- ○山本若年支援課長 はい、そうですね。
- ○杉浦委員 「自分はほかの人から」という。
- ○土井部会長 そこは取る。
- ○杉浦委員 目標値というのは?
- ○土井部会長 これは困難を抱えていない人の値です。
- ○杉浦委員 抱えていない?
- ○土井部会長 だから、「そこが目標値です」ということですね。
- ○杉浦委員 それは困難を抱えていない人が目標値になるというのは、それは明記することになったんですよね。このこちらの目標値が困難を抱えていない人たちだとい

うことだと。

- ○土井部会長 それは、明記するように。
- ○杉浦委員 これ数字を掲げられたときに、「今困難を抱えてなければ、それが目標でいいのか」というような意識があって、

例えば、海外の例を挙げるとか、もう少し日本の全体の位置というか、子供たちの、 青年の考え方の位置というのが見えると、もう少し分かりやすいのかなという気がし て、困難がない子と、困難のある子だけの比較でいいんだろうかという疑問を持ちま した。

以上です。

○土井部会長 ありがとうございます。

最後の点については、数値目標を何に対して設定するかで変わってくると思うんです。

つまり、若者全体の数値目標を設定するのか、あるいは、今回は特にその中でも困難を抱えた若者に対して特化をするというか、そこに重点に置くので、そこについての数値目標を挙げるということなのか、現在数値目標はそうなっているわけです。

つまり、この計画が対象としている子供・若者全体に対して、数値目標を設定しているわけではなくて、「特に今回重点を置いている困難を抱えている子供・若者については数値目標を設定してみましょう。」したがって、「その数値目標は困難を抱えていない人たちのレベルまで引き上げることを設定しましょう」というつくりになっていると思うんです。

なので、その数値目標の設定の仕方が、まず、それでいいかどうかということが、 まずあると思うんです。

- ○杉浦委員 はい。
- ○山本若年支援課長 前回ご了解いただいたと思っているのですが。
- ○杉浦委員 言われていることの意味はよく分かります。
- ○土井部会長 私自身は、特に今回は、困難を抱えたところに重点を置くので、そこ についてだけ数値目標を設定しましょうと。

だからそれは「一般のそうでない子供まで引き上げることを目標としましょう」ということで、限定的に数字を設定したと、私は理解していますが。

- ○杉浦委員 それは了解です。
- ○土井部会長 全体に対しての数値目標はなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。

外国と比較すると、なかなか文化的な背景があって、それはなかなか難しいのでは ないでしょうかね。 ○杉浦委員 そこもそうだと思います。そこもすごくよく分かります。

本当は困難がない子供たちもいろんな問題がある中で、とりあえず困難がある子の場合には、困難がない人とこれぐらい差があるということを示すとすれば、これでいいのかなとは理解します。

○土井部会長 おっしゃる含意をきちんと反映させるためには、この数値目標の対象 が誰なのかとちゃんと書いとかないといけないですよね。

「困難を抱えている子供・若者に対してのこれは数値目標です」と書いておかない と、おっしゃるように誤解を生むと思いますよね。

○杉浦委員 そう思います。

なぜ今対比しているかというと、少なくとも困難がない子のレベルまで引き上げる というのが、今目標にしているんだということになるわけですよね。

- ○土井部会長 そうです。
- ○杉浦委員 分かりました。
- ○土井部会長 あとはよろしいでしょうか。
- ○杉浦委員 はい、結構です。
- ○土井部会長 ありがとうございます。 そこはもう一度何を示しているか。
- ○山本若年支援課長 そうですね、分かりやすく。
- ○土井部会長 何の指標か書いておいて。新保先生は休みですね。
- ○山本若年支援課長 お休みです。
- ○小西委員 1か所だけ、細かいところですみません。

23ページの10、「居場所のない子供・若者」の、「現状課題」の丸の6番目、「悩みを抱える若者が」というその3行目、「住む場所に拘わらず」とあると思うのですが、ほかのところでは、みんなひらがなでこれを書いているので、これもひらがなで書いたほうが、ここだけ漢字になっているので、直したほうがいいかなと、それだけです。

- ○土井部会長 私も先ほど1点申しあげるのを忘れたのですが、「自殺対策」のところですが、何ページですかね。
- ○村上担当部長 22ですかね。
- ○十井部会長 22「自殺対策」で、「取組・今後の方向性」の、
- ○山本若年支援課長 インターネットの検索連動型広告のところですか。
- ○土井部会長 そうですね。「インターネットの検索型広告を用いて自殺の危険因子 となり得るこれこれ、これこれ」という話があります。

今、自殺対策をやっている人たちの中で、因子は2つあるんですね。1つはここに 書いてあるような危険因子です。もう1つは、予防因子なんです。

危険因子があっても、予防因子があれば自殺はしないわけですよ。なので、今、自 殺対策をやっている人が取り組んでいるのは、危険因子をなくすのは難しいから、む しろどうやって予防因子を作るかというほうが、むしろ重点化されているんです。

これは後半の話で、「ゲートキーパー」などはそうですよね。

なので、ここはちゃんと「予防因子」と書いたほうがいいと思います。「私たちは 両方やっているんです」とね。

もちろん、危険因子を何とか減らそうとしているけれども、同時に、予防因子も大切だから、それも取り組んでいます。

基本的には孤立ですよ。孤立対策が予防因子になっていくので、その孤立という問題が、孤立をしていなければ、危険因子があっても自殺はしないわけだから、「孤立を防ぐためにいろんな対策をやっています。予防因子を作るために」、と書き加えたほうがいいと思っています。

- ○山本若年支援課長 ありがとうございます。
- ○土井部会長 では、全体を通しまして、何かご指摘、忘れた点とかありますでしょうか。

今回、資料をお送りいただいている時間がなかったので、読み込めていないところもあるんですが、今回いただきました修正意見と、それから、まだ現状では事務局のほうで各局との調整が終わっていないところも若干残っているので、これからまだ事務局との調整が必要となってきます。

つきましては、今日この場で意見が出せなかったけれども、あとで思いついたところがあれば、これはメールでよろしいですよね。

- ○山本若年支援課長 はい。
- ○土井部会長 メールで事務局のほうにご意見を出していただければと思います。 その期限を設定したいと思いますが、ただだらだら来ても困るでしょうから、いつまでだったらOKにしましょうか。
- 〇山本若年支援課長 12月19日に拡大専門部会、両部会と、その他の委員たちが 集まって、そこでまとめてまいりますので、それまでには固めていきたいと。

時間が余りなくて大変恐縮ではあるんですが、いただいたものも、それぞれの局に 相談していかないといけないので、一定の時間が欲しいですね。

来週いっぱいだといかがでしょうか。

○土井部会長 じゃ、追加でご意見があれば、今日は思いつかなかったけれども、追加でご意見があれば、来週いっぱいまでに事務局の方にメールで、そのときに、が、

全員「CC」がつくようにしていただいたほうが共有できると思いますのでいいかと 思いますので、お願いいたします。

そのあと、引き続き事務局との調整が必要となってきます。各局との調整が入ってきますので、それにつきましては、拡大専門部会に至るときも、恐縮ですが、私と事務局のほうにご一任していただければありがたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

<全員了承>

○土井部会長 ありがとうございます。では、そうさせていただきます。

では、次が12月19日に開催予定の拡大専門部会がありますので、そのときまでにまとめていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後に事務局から今後のことにつきまして連絡があるかと思いますので、よ ろしくお願いします。

○山本若年支援課長 ありがとうございました。

次回の拡大専門部会は12月19日の木曜日10時からとなっております。また、 その次の答申を行います第2回総会につきましては、12月25日水曜日14時から を予定しております。いずれも都庁内の会議室を予定しております。

- ○村上担当部長 25日は知事が来ますので。
- ○土井部会長 渡すんですよね。
- ○山本担当部長 あ、そうです。
- ○井利委員 あと、19日は10時から何時まで。
- ○山本若年支援課長 25日は14時です。
- ○井利委員 19日は?
- ○山本若年支援課長 19日は、10時。
- ○井利委員 10時から12時?
- ○事務局職員 1時間ほどを予定しております。 10時から11時を予定しております。
- ○土井部会長 総会は14時から?
- ○事務局職員 14時30分ぐらいまでを目途に考えています。
- ○土井部会長 よろしいでしょうか。
- ○山本若年支援課長 よろしくお願いします。
- ○土井部会長 では。これをもちまして若者支援部会を閉会いたします。本日はどう もありがとうございました。

午前11時46分 閉会